

# 香川県報



第 16 号

平成 17 年

2月25日(金曜日)

香川県知事 真 鍋 武 紀

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

### 告 示

○字の区域に編入する旨の届出

（自治振興課）

一

○生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定

（健康福祉総務課）

一

○介護保険法の規定による事業者の指定

（長寿社会対策課）

二

○家畜伝染病発生の報告

（畜産課）

二

○道路の位置指定

（建築課）

二

●地方自治法施行令の規定に基づく収納事務の委託契約の解除

（教育委員会）

三

### 公 告

○土地改良事業の適否決定

（土地改良課）

三

○土地改良事業の認可

（土地改良課）

三

○土地改良区の役員の退任の届出

（土地改良課）

三

○県営土地改良事業計画の決定（四件）

（農村整備課）

四

○土地改良事業に係る換地処分の届出

（農村整備課）

四

○開発行為に関する工事の完了

（建築課）

四

○開発行為に関する工事（公共施設）の完了

（建築課）

四

## 告 示

### ●香川県告示第百十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に平成十七年二月二十六日から編入する旨、綾歌町長から届出があった。

平成十七年二月二十五日

上欄	綾歌郡綾歌町栗熊東字岡部	綾歌郡綾歌町栗熊東字中村一七四九の一部及びこの区域に隣接する道路・水路である町有地の全部
下欄	綾歌郡綾歌町栗熊東字中村	綾歌郡綾歌町栗熊東字岡部一九六七の一部、一九六八の一部、一九六八の二の一部、一九七二の二の一部、一九七二の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である町有地の全部

### ●香川県告示第百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年二月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	平成一七、二、三	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
	平成一七、二、三	ほたるの里訪問介護事業所	特定非営利活動法人あじさいの会	訪問介護
	平成一七、二、三	綾歌郡国分寺町国分一二八四一一	綾歌郡国分寺町国分一二八四一一	居宅介護支援事業
	平成一七、二、三	ほたるの里居宅介護支援事業所	特定非営利活動法人あじさいの会	居宅介護支援事業
	平成一七、二、三	綾歌郡国分寺町国分一二八四一一	綾歌郡国分寺町国分一二八四一一	居宅介護支援事業

### ●香川県告示第百十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項及び第四十六条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年二月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険 事業所番号	事業所の名称 及び所在地	申請者の名称、代表 者の氏名及び主たる 事務所の所在地	指定年月日	サービス の種類
三七七〇一 〇三五四一	ロイヤルケア高松居宅 介護支援事業所 高松市福岡町四丁目二 八番二七号	株式会社シニアライフ アシスト 代表取締役 葛西和久 高松市福岡町四丁目二 八番二七号	平成十七年 二月十五日	居宅介護 支援
三七七〇一 〇三五五八	株式会社コムスン高松 屋島ケアセンター 高松市高松町一七八 ―二	株式会社コムスン 代表取締役 樋口公一 東京都港区六本木六丁 目一〇番一号	〃	訪問入浴 介護
三七七〇六 〇〇二二二	訪問介護ところ さぬき市大川町富田中 五八七番地三	有限会社ところ 代表取締役 木村貞夫 さぬき市大川町富田中 五八七番地三	〃	訪問介護
三七七〇七 〇〇一七一	通所介護ミニケア 東かがわ市南野五〇番 地六	有限会社おくたに 取締役 奥谷直子 東かがわ市南野五〇番 地六	〃	通所介護
三七七一三 〇〇五〇〇	ナーシングホームくす の木 木田郡三木町大字池戸 二二六二番地	株式会社讃光 代表取締役 松原祐子 木田郡三木町大字池戸 二二六三番地一	平成十七年 二月二十五 日	特定施設 入所者生 活介護

●香川県告示第百十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第四項の規定により、家畜伝染病の発生について次のとおり告示する。

平成十七年二月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

家畜伝染 病の種類	家畜の 種類	患畜及び 疑似患畜 の区分	頭数	発生の場所	発生年月日	転帰
ヨーネ病	牛	患畜	一	小豆郡内海町坂手甲 一七二九―三	平成十七年二月 十六日	殺処分

●香川県告示第百十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十七年二月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 善土指道 第二十一号
- 二 指定 年月日 平成十七年二月十日
- 三 指定道路の位置 丸亀市垂水町字池下二〇二六―一
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・八〇メートル  
延長 二〇・一三メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第百十五号

平成十三年香川県告示第五百二十六号（地方自治法施行令の規定に基づく収納事務の委託）及び平成十四年香川県告示第五十二号（地方自治法施行令の規定に基づく収納事務の委託）で告示した収納事務の委託を、平成十六年三月三十一日次のとおり解除した。

平成十七年二月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 委託を解除した収納事務
  - 香川県番町地下駐車場、香川県玉藻町駐車場、栗林公園北門前駐車場及び栗林公園東門前駐車場の使用料（回数券により使用する場合の使用料に限る。）の収納事務
- 二 収納事務の委託を解除した者の名称及び住所
  - 名称 財団法人置県百年記念香川県芸術文化振興財団

住所 高松市番町四丁目一番一〇号

公 告

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年二月九日適当と決定した。  
その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年三月四日から同月二十四日まで縦覧に供する。

平成十七年二月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町名	土地改良事業名	縦覧場所
牟礼町	単独県費補助土地改良事業牟礼川原地区	牟礼町建設経済課
〃	単独県費補助土地改良事業中村上池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業三ヶ原水路地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業羽間中池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業清合池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業山田池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業春の木前池地区	〃

●香川県公告第百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年二月九日認可した。

平成十七年二月二十五日

土地改良区名	土地改良事業名
高松市川島土地改良区	単独県費補助土地改良事業上金法寺池地区
高松市十河土地改良区	単独県費補助土地改良事業本村地区
〃	単独県費補助土地改良事業沖下所地区

●香川県公告第百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、木田郡三木町土地改良区から役員の内退任について次のとおり届出があった。  
平成十七年二月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の内退任年月日  
種類 氏 名 住 所  
理事 多田 實 木田郡三木町大字平木五八八番地 平成二六、一一、一

●香川県公告第百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等事業（小規模）新池地区）計画を平成十七年二月十六日決定した。

その関係書類を坂出市環境経済部農林水産課において平成十七年三月三日から同月二十三日まで縦覧に供する。

平成十七年二月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等事業（小規模）佐文地区）計画を平成十七年二月十六日決定した。

その関係書類を仲南町建設水道課において平成十七年三月三日から同月二十三日まで縦

覧に供する。

平成十七年二月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模） 南池地区）計画を平成十七年二月十六日定めた。

その関係書類を山本町産業振興課において平成十七年三月四日から同月二十四日まで縦覧に供する。

平成十七年二月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模） 玉池地区）計画を平成十七年二月十六日定めた。

その関係書類を豊中町経済課において平成十七年三月四日から同月二十四日まで縦覧に供する。

平成十七年二月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、綾歌町から平成十七年二月十日土地改良事業（農村振興総合整備統合補助事業（区画整理事業） 栗熊地区（中村団地））の換地処分をした旨届出があった。

平成十七年二月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第百十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年二月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

綾歌郡国分寺町福家字日名代甲一七四〇―一九、甲一七四三―三及び甲一七四四

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高松市中野町一六一―三 大一大一不動産株式会社 代表取締役 野口豊洋子

●香川県公告第百十九号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年二月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

綾歌郡国分寺町福家字日名代甲一七四〇―一九、甲一七四三―三及び甲一七四四

二 工事を完了した公共施設の種類の、位置及び区域

1 道路

道路（有効幅員四・二六メートル、延長一九・八八メートル）

綾歌郡国分寺町福家字日名代甲一七四三―三の一部及び甲一七四四の一部

道路（有効幅員四・九二メートル、延長七・九六メートル）

綾歌郡国分寺町福家字日名代甲一七四四の一部

道路（有効幅員六・〇〇メートル、延長五四・三二メートル）

綾歌郡国分寺町福家字日名代甲一七四四の一部

2 排水施設

排水管（直径二五〇ミリメートル、延長二四・九〇メートル）

綾歌郡国分寺町福家字日名代甲一七四三―三の一部及び甲一七四四の一部

自由勾配側溝（寸法三〇〇ミリメートル×五〇〇ミリメートル、延長三一・五九メートル）

（トール）

綾歌郡国分寺町福家字日名代甲一七四四の一部

自由勾配側溝（寸法三〇〇ミリメートル×六〇〇ミリメートル、延長三九・六〇メートル）

（トール）

綾歌郡国分寺町福家字日名代甲一七四四の一部  
自由勾配側溝（寸法三〇〇ミリメートル×八〇〇ミリメートル、延長一・七九メートル）

綾歌郡国分寺町福家字日名代甲一七四四の一部  
自由勾配側溝（寸法三〇〇ミリメートル×一、〇〇〇ミリメートル、延長〇・八〇メートル）

綾歌郡国分寺町福家字日名代甲一七四四の一部  
排水敷地（面積一・九七平方メートル）

綾歌郡国分寺町福家字日名代甲一七四四の一部

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高松市中野町一六一三 大一不動産株式会社 代表取締役 野口豊洋子

平成十七年二月二十五日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度72%再生紙を使用しています